

# 特集 国際関係法研究動向レビュー

中川淳司

## はじめに

本号はレビュー論文を特集した。『社会科学研究』がレビュー論文の特集を組むのは今回が2度目である。前回のレビュー論文特集の「解題」で、編集責任者の中村圭介教授は、次のように特集のねらいを述べている。

「透徹した論理によって構成された理論研究、丁寧な資料収集に支えられた実証研究の蓄積から学び、その上で新たな地平を拓くことの重要性を再度認識すべきだと考えるからである。」<sup>1)</sup>

今回の特集のねらいも上の中村教授の記述とほぼ重なる。引用箇所に続けて中村教授が述べておられるように、「社会問題の背後にあるメカニズムを探り一定の解決方向と方法を示すことが、社会科学に与えられた重要な使命の一つだとすれば、時代は社会科学がその使命を果たすことを求めている。」人々の予想を越えた事態が頻発し、人々がこれまで社会で生起する諸問題を認識し、理解し、解決するために用いてきた枠組みの有用性がゆらいでいる時代こそ、社会科学の基本に立ち返って、先人の優れた業績を取り上げ、それを熟読玩味して、そこからさらに新たな地平を切り拓くことが必要なのである。

今回の特集で取り上げた国際関係法は、この意味での研究動向レビューの必要性が特に強く認識される分野である。過去10年余りに国際社会に起こった出来事を振り返ってみると、冷戦の終結と民族紛争の激化、湾岸戦争、9.11同時多発テロと対テロ戦争、そしてイラク戦争と、国際社会を支えてきた基本的な規範の枠組みを根底から揺るがす現象が目白押しである。戦争と平和以外の国際協力の分野でも、地球環境問題、人権保障の国際化、アジア金融危機など、既存の国際協力の法的・制度的枠組みで対処することが困難な問題が数多く発生した。我々は、ともすればめまぐるしいまでの変化に目を奪われ、それをフォローすることに終始して、それらの変化の持つ意味を掘り下げて考え、単なる一過性の現象と国際社会の構造を根底から変える可能性を持つ現象とを見分けることができな

1) 中村圭介「解題」『社会科学研究』第53巻第1号（2002年）1頁。

い。このような時代だからこそ、同時代の現象について、透徹した論理と緻密な実証に基づいて洞察した優れた研究を取り上げて、それを深く研究し、その批判的検討の上に立って新たな国際関係法の地平を拓くことが強く求められている。以上の問題意識から今回の特集は企画された。幸い、若手研究者による4本の力作を世に問うことができた。

寺谷論文は、武力紛争法 (*jus in bello*) とその履行確保の問題を取り上げる。今までもなく、現代における武力紛争法の変動の重要なきっかけとなったのは、2001年9月11日の同時多発テロとそれに対する米国の単独主義的対応である。寺谷は、この事件が、主権問題（事実レベルでも規範レベルでも主権国家の有効性がゆらいだこと）と植民地問題ないし帝国の問題（米国という超大国の支配とグローバル化した世界における不平等の拡大）という国際社会の構造的問題を現出させたととらえる。そして、武力紛争の「内戦化」をキーワードとして、ポスト主権国家時代の武力紛争法をどう把握すべきかを考察しようとする。そのために、法実証主義の立場を堅持しつつ、主権国家体系を超える武力紛争法の構図を描こうとしたメロン (T. Meron) の著作と、グロティウス以来の戦争と平和の思想の系譜を辿りながら、主権国家の構造的暴力性を描き出そうとしたタック (R. Tuck) の著作を取り上げて検討する。その結果、現代の武力紛争法について、以下のような特徴が抽出される。第1に、武力紛争法が国際人権法との融合により「国際人道法」として装いを新たにし始めている。第2に、武力紛争法が関与する主体として、国際組織と NGO・私人、特に後者が重要になってきた。第3に、履行確保の面では、国際刑事裁判所が発展してきた。国際社会における武力紛争の位置づけに関する歴史的洞察を踏まえて冷戦後の国際社会をポスト主権国家の時代ととらえ、そこでの武力紛争の性格変化を「内戦化」ととらえる寺谷の視点は斬新であり、武力紛争法のみならず国際法学における武力紛争の位置づけそのものについても再検討を迫るものである。

斎藤論文は、冷戦終結後、特に米国の国際法学において「非法」規範の問題が盛んに論じられるようになってきたことに着目し、「法」と「非法」を含めた「国際規範」研究の最新動向に検討を加える。その前提にあるのは、現代の国際社会において、主権国家のみならずさまざまな主体 (NGO, メディア, 個人, 反政府勢力, 国際組織など) が、さまざまな局面で法的拘束力の有無を問わずさまざまな規範を使用しているという認識である。取り上げられるのは、国際法の遵守 (compliance) に関する米国国際法学会の共同研究とそれに対するビルダー (R. Bilder) の批判、「法」と「非法」の区別に関する中村耕一郎とラトナー (S. Ratner) の研究、「行為規範／裁判規範」という対概念をもとに国際法の現実の機能を論じた大沼保昭の研究である。これらの研究の詳細な批判的検討に基づいて、斎藤は、「非法」規範をも視野に収めた、国際社会における規範の使用／作用の類型化を

試みる。そして、(1)「法」と「非法」の区別が重視される第三者による規範の「適用」の場面、(2)「法」と「非法」の区別が重視されない当事者限りによる規範の「参照」の場面、(2)以上2つの中間にあって、「法」と「非法」の区別の程度が千差万別である相手方に対する「援用」の場面、という3つの規範の使用／作用の類型を仮設的に提示する。以上の3類型は、裁判モデル、国内法モデルを想定する支配的な国際法学に対する根本的な批判のための視座を提供する。それと同時に、使用／作用の場面により、またその援用主体により、「非法」を含めた規範が多様な効果を発揮する国際社会における規範の存在構造と機能を総合的にとらえることを可能にするものである。ただし、この新しい理論枠組みが国際社会における規範の存在構造と機能をどの程度的確にとらえられるかは、実証分析を通じた検証作業にかかっており、これを次の研究課題とすることを予告して論文は結ばれている。

小林論文は、国際法と国内法の関係という、「すでに語りつくされたかあるいは語る必要のない論点」を取り上げ、この問題について国際法学が理論分析に取り組むことの意義をあらためて問い合わせ直そうとする。国際関係の複雑化と緊密化がいっそう加速する中で、この問題についての関心があらためて呼び起こされているという認識がその前提にある。しかし、そのため小林が用いたのは、一見迂遠ともいえる方法である。すなわち、この問題、特に、国際法と国内法の体系間関係と国際法の国内的効力の問題に関する日本の国際法学説の長期的な展開と成果を跡づけ、その上でこの問題を論じる現代的意義を明らかにするとともに、今後の研究課題を示すという方法である。「学説の長期的な潮流の中に今後の研究の足がかりを得る」というスタンスを選択したのである。そして、明治期以来の日本における国際法学説の展開を、1940年代前半まで（それがさらに初期・中期・後期に分けられる）、1950年代まで、そしてその後の3期に分けて体系的・網羅的に検討する。検討の結果、小林は学説の展開過程に意外な連続性が見出されることを指摘する。それは、体系間関係という基盤的・觀念的な論点と、国内的序列や直接適用可能性といった国際法の国内実施にかかる個別的・具体的な論点とが、国内的効力概念を軸として統合的に理解できるという認識である。そして、この統合的理解の上に立って、今後さらに検討されるべき論点として、(1)国際法と国内法の体系間関係を多元的構成としてとらえる可能性、(2)国際法の国内的効力を相対的に把握する可能性、(3)国際裁判における国内法の「事実」性の再検討の必要性、の3点を指摘する。国際法と国内法の関係が今日の国際法学で論じられる場合、現代の国際社会で生じている新規な現象に着目し、それをいかにして理論的に位置づけるかに問題関心が傾くきらいがあったように思われる。小林のとった方法は一見迂遠であるが、長期にわたる学説の展開の中に連続性を見出し、国際法と国内法の関係に関する現代の理論課題に新たな要素を付け加えることに成功している。

## 特集 国際関係法研究動向レビュー

鶴田論文は、多数国間条約に付された留保という問題を取り上げる。この問題は古くから論議を呼んできたが、1990年代に入って、人権条約に付された留保をめぐって新たな議論の興隆が見られる。そこで、鶴田は、現在の争いの前史として、1970年代後半の欧洲人権条約に付された留保をめぐる争いを概観した上で、今日の争いのきっかけとなった1994年の国連規約人権委員会の General Comment No.24(52)とそれに対する反論を詳細に検討する。そして、現在の争いに対する唯一の解答は、条約法条約の留保制度の見直し（留保の有効性要件の厳格化）という部分的な対応ではなく、その根幹において契約法的観念に依拠している条約法そのものの見直しであるという結論を導く。その前提にあるのは、人権条約に端的に示されるように、今日多数の条約が国際社会の共通利益ないし普遍的価値を体現し、しかも国家以外の多様な主体に効果を及ぼすに至っているにもかかわらず、問題を依然として国家という一元的主体の間の関係に還元し、契約法的観念で留保の問題をすべて処理可能と考えることはもはや妥当とはいえないという認識である。ここでも、国際社会を主権国家の並存する社会ととらえ、国際法を主権国家相互間の権利義務関係を規律する法ととらえる伝統的な見方の妥当性が問われているのである。

以上のごく大雑把な紹介からもうかがえるように、現代の国際関係法学は、冷戦終結後の国際社会の激動の中で、国際関係法の存立基盤を根底から問い直し、新たな環境に対応すべく、その理論的基礎と規範体系を再構築する作業に取り組んでいる。レビュー論文という性格上、本特集を構成する4本の論文は、こうした作業の最終成果を示すものではなく、むしろ従来の理論の限界を明らかにし、今後国際関係法学が取り組むべき理論的課題を明らかにすることを目指している。そのような意図がどの程度達成されたかについては、読者諸賢の判断に委ねたい。本特集が国際関係法学の理論的再検討の動きに刺激を与えることになれば、編者として望外の幸いである。